

公共下水道の使用区域が広がります

公共下水道を使用できる区域が6月1日から広がり、雨間、菅生、下代継の一部地域の方も新たに使用できるようになります。

下水道の使用開始区域図の縦覧

▽期間 5月17日(水)～31日(水) (土曜・日曜を除く)

▽時間 午前8時30分～午後5時15分

▽場所 管理課下水道係

下水道への接続工事はお早めに

下水道が使用できる区域に住まいの方は、下水道への接続工事をお願いいたします。

公共下水道の工事が完了し、使用開始の告示がされると、対象区域の方は、私費で下水道への接続工事をする必要になります。し尿浄化槽を使用の方は、できるだけ早く浄化槽を廃止し、くみ取り便所を使用の方は、3年以内に下水道へ接続してください。台所やふろなどの雑排水

も接続してください。期限を過ぎると、排水設備工事の助成制度は受けられなくなります。

助成制度をご利用ください

下水道が使用できる区域で一定の要件を備えている方に、融資のあつ旋・利子補給と補助金の助成制度があります。

助成の要件

- 使用開始された区域内の家庭でその所有者など
- 使用開始日から3年以内に接続工事を行う方
- 市税や水道料金などを滞納していない方
- 使用開始された区域内で、家を新築する方や法人は、対象外です。
- ▽ 融資のあつ旋・利子補給
 - 対象：融資金の償還能力がある方

農業委員会委員、農地利用最適化推進委員候補者募集



農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、各候補者を募集します。

▽募集期間 5月2日(火)～29日(月)

▽応募資格 農業に関する見識があり、農業委員会の所掌事務を適切に行うことができる方で、法令などにより各委員と兼職が禁止されている職がない方

▽募集人数・任期

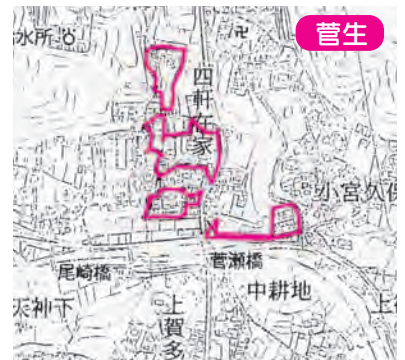
- 農業委員会委員
 - * 募集人数：14人
 - * 任期：9月1日～平成32年8月31日
- 農地利用最適化推進委員
 - * 募集人数：6人
 - * 任期：委嘱の日から農業委員会委員の任期満了の日まで
- 詳細は、市ホームページをご覧ください
- ▽ 応募方法 推薦書か応募申込書に必要事項を記入の上、送付するか直接窓口にお持ちください。
- 募集要項、推薦書、応募申込書は農林課、五日市出張所で配布しています。
- 市ホームページからダウンロードできます。
- ▽ 応募・問合せ あきる野市農業委員会事務局(農林課農政係) (〒197-10814 二宮350)

浄化槽を

お使いのみなさまへ

浄化槽は、トイレや洗面所から出る汚水を浄化し、きれいな水を放流するための施設です。が、適正に維持管理が行われないと、悪臭や水質汚濁の原因となる恐れがあります。このような事態を防ぐため、浄化槽法では「浄化槽の設置者が行わなければならない3つの法的義務」を定めています。

- ① 保守点検：都に登録した専門業者が定期的に実施する点検作業
 - ② 清掃：市町村の許可を受けた業者が実施する浄化槽の清掃作業
 - ③ 法定検査：知事が指定した機関が実施する、①と②の実施状況などを確認する検査
- ※ 年1回、清掃料金の一部を市で負担します。



申請してください。

排水設備工事の申込みは 指定下水道工事店へ

トイレなど、汚水を流す排水設備は、皆さんが工事を指定下水道工事店に依頼し、設置する施設です。この工事は、一定の技術水準をもつ市指定の下水道工事店以外、行うことができません。指定下水道工事店は、排水設備工事のほか、使用開始の届けや助成制度に必要な手続きも行いますので相談ください。指定下水道工事店をお探しの方は、お問い合わせください。

強い酸性の水を 下水道には流さないで

公共下水道に強い酸性の水を流すと下水管を壊し、他の汚水と混合すると有毒ガスが発生し、油類は下水管を詰まらせる原因になります。下水道施設に悪影響があるものは流さないでください。

単体のデイスポータは 使用しないください

生ごみを細かく砕いて、水と一緒に下水道に流す、単体のデイスポータの使用は、下水管に細かいごみが付着し、つまりや悪臭の原因となりますので使用しないでください。

あらかじめ設置できる 排水設備

下水道が使用できない区域で、新築・改築を予定している方は、「あらかじめ設置できる排水設備工事」の制度をご利用ください。この制度は、将来、公共下水道に接続するときに、排水設備の基準(ます・管の大きさなど)に合わせて工事を行うものです。

市からの調査依頼を装った 事業者にご注意

各家庭を訪問し「宅地内の下水管の調査・点検にきました」 「清掃しますか」など、市と関連のあるかのような、まぎらわしい言葉を使い、営業活動を行っている事業者がいます。市とは、一切関係ありませんので注意してください。

市内循環バス「るのバス」 車内広告スペースを個人の作品展示に開放します



- ▽ その他
 - 作品にタイトル、作者などを表示する場合は、作品中に申込み者自身で表示してください。
 - 展示後の作品は、破損などにより返却できない場合があります。
 - 次に該当するものは掲載できません。
 - * 循環バスの公共性、中立性、品位を損なう恐れのあるもの
 - * 政治、宗教活動、意見広告、個人宣伝に関するもの
 - * 公の秩序に反するもの
- ▽ 展示期間 6月中旬の2週間程度
- ▽ 展示場所 車内7か所(ポスター1方式)
- ▽ 対象 市内在住の方
- ▽ 作品の大きさ B3用紙横型
- ▽ 作品数 7点(申込み順)
- ▽ 費用 無料
- ▽ 申込み・問合せ 地域防災課 地域振興係(直通558・1394)